

岩見沢市パートナーシップ宣誓制度を

拡充します

市は、令和5年2月に、岩見沢市パートナーシップ宣誓制度を導入し、誰もが個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、性の多様性への理解を広める取り組みを進めてきました。令和6年4月1日から、宣誓を行うことのできる方の要件を拡大するとともに、交付する書類に子どもの名前も記載できるよう改正を行いますのでお知らせします。

パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティでパートナーの関係にある二人が、お互いを人生のパートナーとして、これからの人生を共に歩み、日常生活において互いに助け合う関係であることを宣誓した事実に対して、市がパートナーシップ宣誓書受領証などを交付する制度です。

パートナーシップ宣誓でできること

パートナーシップの宣誓により、市営住宅などの入居や市営墓地・霊園の使用など、配偶者や家族と同様の行政サービスが受けられます。利用可能な行政サービスは、市ホームページでお知らせしています。

また、民間サービスでは、携帯電話の家族割引や生命保険の受け取りなどが利用可能です。

4月からの変更点

〆二人とも市内在住。としていた要件を、〆どちらか一方が市内在住。に変更します。また、パートナーの方に未成年の子どもがいる場合、二人の名前のみ記載されていたパートナーシップ宣誓書受領証などに、届出により新たに子どもの名前も記載できるよう変更します。

	変更前	変更後
要件	一方または双方が性的マイノリティであること	
	成年（18歳以上）であること	
	独身であること（宣誓者以外に配偶者・パートナーがいないこと）	
	互いに近親者でないこと	
	二人とも市内在住	【対象拡大】 どちらか一方が市内在住
記載事項	なし	【記載事項を充実】 未成年の子どもの名前も記載可能

申請の方法

宣誓には事前予約が必要です。希望日の7日前までに市民連携室男女共同参画担当へご連絡ください。

宣誓の手続きや必要書類など詳しくは、市ホームページを確認するか、お問い合わせください。

性の多様性への理解を深めませんか

性の多様性への理解促進を図るため、いわみざわLGBTセミナーや出前講座の実施、性の多様性に関するガイドラインの周知など、さまざまな事業に取り組んでいます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



ID: 4381

宣誓の予約・問合先

市民連携室 男女共同参画担当

☎ 35-4271

FAX 23-9977

Eメール danjo@city.iwamizawa.lg.jp



ID: 10342
制度の詳細



パートナーシップ宣誓
事前予約フォーム